

鳥取県電源立地地域対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県電源立地地域対策交付金(以下「本交付金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、発電用施設が設置される市町村の行う特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第1項第15号に規定する措置又は事業をもって、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年2月6日文科科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。)第3条第1項第1号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる措置又は事業(以下「対象事業」という。)を行う市町村(以下「交付対象市町村」という。)に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付対象市町村ごとに、別表に掲げる交付限度額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、毎年度4月1日から5月10日まで、又は9月25日から10月10日までの間に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本交付金の交付申請は、本交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により本交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、本交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、規則第18条第1項の規定による本交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、対象事業において建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事を行わない場合(同条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)とする。

(対象事業に係る契約)

第7条 交付対象市町村は、対象事業の実施に関し契約を締結する場合においては、競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によらなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本交付金の増額を伴わない次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 対象事業に係る次の各費目ごとの費用の配分の変更のうち、いずれの費目についても増減額が変更前の額の15パーセントを超えるもの。

ア 工事費

イ 用地費及び補償費

- ウ 調査設計費
- エ 設備費
- オ 調査費、広報費及び研修費
- カ 維持運営費
- キ 附帯雑費

(2) 対象事業の内容の重要な変更

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について所管省庁の長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(状況報告)

第9条 本交付金の交付決定を受けた交付対象市町村は、知事からの求めに応じて、対象事業の実施状況を様式第4号による報告書により知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の規定による報告は、本交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行わなければならない。

(評価報告)

第11条 交付対象市町村は、対象事業が完了し、又は廃止したときは、その日から3月を経過する日(知事が当該期日を繰り下げる必要があると認めるときは、その指定する日)までに、様式第7号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があったときは、その報告書の全部又は一部をイン

ターネットその他の方法により公表することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12条 知事は、規則第18条第1項によって本交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える金額が交付されているときは、その超える部分の金額の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 本交付金を受けて事業を実施した者は、対象事業が完了した後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

5 第2項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(基金の管理)

第13条 対象事業により基金を造成した交付対象市町村(以下「基金造成市町村」という。)は、基金の運用・処分の計画の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 基金造成市町村は、当該年度終了後速やかに、当該年度における基金の運用・処分の実績について、知事に報告しなければならない。

3 基金の運用・処分により、実施する事業において消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該金額の減額措置を講ずることとする。

4 前項の事業が完了した後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還が生じた場合には、これを当該基金に編入することとする。

5 対象事業により造成した基金(運用益により事業を行うため造成された基金を除く。)の処分は、当該造成をした年度の翌年度以降5か年間に行うこととする。

6 基金造成市町村は、前項に規定する期間内に基金の処分が完了しない場合又は基金の処分により行う事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

7 対象事業により造成した基金の運用益は、これを当該基金に編入することとする。

8 対象事業により造成した基金の管理に要する経費等を本基金から支出すること及

び繰替運用はこれを認めない。ただし、繰替運用については、本基金を預金している金融機関に預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に掲げる預金保険事故が生じたときに限り、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めることを条件にこれを認めることとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)」及び「補助事業者等が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(平成14年文部科学省告示第53号)」に規定する期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の設備その他の財産とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「処分について所管省庁の長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、規則第5条及び第12条第3項の申請書並びに規則第17条第1項の報告書にあっては正本1部及び副本1部とし、その他の書類にあっては正本1部とする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年11月10日から施行し、平成15年度の対象事業から適用する。

2 平成15年度の対象事業については、第4条中「9月25日から10月10日まで」

とあるのは、「11月10日から11月25日まで」とする。

- 3 鳥取県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱(平成11年12月20日付公都第190号鳥取県知事通知。以下「水力交付金交付要綱」という。)は、平成16年3月31日限り廃止する。
- 4 前項の規定にかかわらず、水力交付金交付要綱により、平成15年10月3日までに交付決定を行った交付金については、なお従前の例による。
- 5 鳥取県電源立地特別交付金交付要綱(平成12年11月17日付公都第62号鳥取県知事通知。以下「特別交付金交付要綱」という。)は、平成15年11月7日限り廃止する。
- 6 前項の規定にかかわらず、特別交付金交付要綱により平成15年1月6日までに交付決定を行った交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月28日から施行し、平成16年度の対象事業から適用する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から施行し、平成17年度の対象事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の対象事業から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の対象事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 1 年度の対象事業から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	交 付 金 の 額
一の原子力発電供用施設所在等市町村に係る毎会計年度の交付金の交付限度額	<p>1 原子力発電供用施設隣接市町村(当該市町村に係る原子力発電供用施設所在市町村をその区域に含む原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれないものであってその中心の市街地と当該所在市町村の区域に含まれる事業所との距離が10キロメートル以上のもの(以下「遠距離隣接市町村」という。)を除く。)及び原子力発電供用施設隣々接市町村。</p> <p style="text-align: center;">(A + B × 1 / 2) × 600 × 1 / 2 × 12 円</p> <p>Aは、交付年度の前の年度の10月1日における当該市町村の区域内の電灯需要家(一般電気事業者から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。)の数とする。</p> <p>Bは、交付年度の前の年度の10月1日における当該市町村の区域内の電力需要家(一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。)の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。</p> <p>2 原子力発電供用施設隣接市町村(遠距離隣接市町村に限る。)</p> <p style="text-align: center;">(A + B × 1 / 2) × 600 × 1 / 4 × 12 円</p> <p>A及びBは、それぞれ1に定めるところによる。</p> <p>3 市町村合併により原子力発電供用施設所在等市町村の区域に変更があった場合、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併前の市町村の区域を市町村とみなして適用する。</p>
廃止に関する計画が確実である事業所が立地する市町村及び隣接市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付限度額	100,000 千円

注 区分欄の用語は下記による。

原子力発電供用施設 交付規則第2条第3号

原子力発電供用施設所在等市町村 交付規則第2条第16号

原子力発電供用施設隣接市町村 交付規則第2条第14号

原子力発電供用施設所在市町村 交付規則第2条第13号

原子力発電供用施設所在等都道府県 交付規則第2条第19号

原子力発電供用施設隣々接市町村 交付規則第2条第15号

事業所 交付規則第12条第1項